

成績評価における客観的な指標の設定・公表

【本校学生便覧より抜粋】（尚、学生便覧は Teams で在校生へ共有される）

単位取得並びに成績評価等に関する規定

1. 単位取得方法

- 1) 本開講する各授業を全て受講することが原則です。ただし病欠等によりやむを得ず欠席をした場合でも、各実習・講義の 2/3 以上出席し、試験に合格すること。
- 2) 出席回数に不足が生じた者は、定期試験等の受験資格を持たない。当該科目は未履修となる。再履修して単位を取得しなければならない。

3. 欠席の扱い

- 1) 当該日の当該科目のレポートを必ず提出しなければならない。

4. 欠席レポートについて

- 1) 欠席レポートは、欠席日より 2 週間以内に担当教員へ提出すること。（800 文字以上）
- 2) 定期試験及び定期技術試験を欠席した場合、欠席レポート提出の必要はないが、追試験の対象となる。
- 3) 各期の 14 回目及び 15 回目授業の欠席レポートの最終提出期限は、授業最終日の翌日（土日祝除く）の 16:00 までとする。
- 4) 欠席レポート未提出者は各実習・講義の中間試験および定期試験を含む成績評価を受けることができない。

5. 試験及び成績評価

- 1) 講義成績は、中間・定期試験を中心とし、指示のあった課題等の提出物、日常の学習態度を加味して評価する。なお、定期試験は 15 回目に実施することを基本とするが、国際調理ビジネス科においてはこの限りではない。調理総合科の定期試験は 18 回目または 9 回目に実施することを基本とする。
- 3) 実習成績は、中間・定期技術試験を中心に出席状況、ノート提出、日常の学習態度等を加味して評価する。
- 4) 評点は 100 点満点で、60 点未満は不合格となる素点による評価ですが、内訳はレターグレード（S、A、B、C、D（不合格））による評定で評価される。

評点区間	評価基準
S (90 点以上)	基本的な目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を収めている
A (90 点未満から 80 点以上)	基本的な目標を十分に達成している
B (80 点未満から 70 点以上)	基本的な目標を達成している
C (70 点未満から 60 点以上)	基本的な目標を最低限達成している
D (60 点未満 不合格)	基本的な目標を達成していないので、再履修が必要である

なおレターグレード（S、A、B、C、D（不合格））は、成績証明書に記載される。

6. 追・再試験

- 1) 定期試験を病気等の理由により欠席した者は、成績発表後追試験を受けることができる。
- 2) 定期試験を欠席レポート未提出により未評点の者は、成績発表日の 16:00 までに当該日の当該科目の欠席レポートを提出すること。期日までにレポートの補充ができた者は、成績発表後追試験を受けることができる。(合格した者はすべて 60 点となる)
- 3) 定期試験等の結果不合格となった科目については、成績発表後、再試験を受けることができる。
- 4) いずれの試験も受験する者は、受験願いを担任へ提出し、所定の受験料を納める。未受験の場合も受験料の返金はしない。受験票と身分証明書を提示して受験することができる。なお、受験料未納の場合は受験出来ない。
- 5) 受験の結果、追試験の場合は、評点の 80%が成績となる。80%とした評点が 60 点未満の場合は単位を取得することが出来ない。再試験の結果合格した者はすべて 60 点となる。
- 6) 定期試験・追試験・再試験を公欠、忌引き等により欠席した場合は、所定の用紙が提出され、学校が認めた場合に限り、状況に応じて学校の指定した日時で各試験を実施する。

7. 不正行為について

中間・定期試験、追・再試験等において不正行為（カンニング）が行われた場合は、その者のすべての科目を 0 点とする。

8. インターンシップ（校外実習）について

高度調理師技術科 5 単位、パティシエ・ブーランジェ科 2 単位（選択制）、履修科目「インターンシップ」規定出席日数（時間数）に満たなかった者は、再履修しなければならない。なお、パティシエ・ブーランジェ科は「調理師養成施設における校外実習ガイドライン」に準ずる。

未履修科目の扱い

修業年限内に履修することのできなかつた科目については再履修して単位を取得しなければならない。

再履修の場合は、学則第 15 条 5 の在籍期間内に再履修しなければならない。

手続き：再履修願いを担任へ提出し、校長が認めたときには指定期間内に再履修に関わる費用を納め、その許可を受ける。